



## BOOK REVIEW .....



## 2020年の中国—「新常態」がもたらす変化と事業機会

此本臣吾，松野豊，川嶋一郎 編著

東洋経済新報社，2016年，290頁

中国政法大学刑事司法学院博士課程 高橋孝治\*

中華人民共和国（以下「中国」という）の経済減速に関する報道が日本では多い（朝日新聞，2016年1月8日記事，2016年1月21日記事，2016年3月5日夕刊記事など）。しかし，中国经济は本当に沈みゆくのだろうか。この疑問にある程度の回答を与えてくれるのが，此本臣吾，松野豊，川嶋一郎編著（2016）『2020年の中国—「新常態」がもたらす変化と事業機会』（東洋経済新報社）である（以下「本書」という）。

本書は，「日本では中国经济に対する『悲観論』が未だに根強い」と述べつつも，「中国经济について目の前の短絡的な出来事にあまり一喜一憂する必要はない」と述べる（p. iv）。そして本書は「『楽観論』とも，『悲観論』でもなく，中国におけるコンサルティングの現場で我々（評者注：野村総合研究所の中国在住コンサルタントを指す）が日々感じていることを現地目線で執筆している」と述べる通り（p. v），中国で活動する日本企業にとって有益な経済分析がなされている。本書は中国经济分析にも有用と評価できると考え，書評を記すこととした。

本書の目次とそれぞれの著者は以下の通りである。

- 序章 新常態における事業機会（此本臣吾）
- 第1章 中国の社会・経済展望（松野豊）
- 第2章 新常態下の産業発展戦略（葉華）
- 第3章 新常態下の中国企業とイノベーション（川嶋一郎）
- 第4章 価値転換が進む消費市場（郷裕）
- 第5章 新常態と日本企業（川嶋一郎）

序章では，中国经济の現状を説明している。その中で，特筆すべきは中国で B2C（Business to Consumer）経済と B2B（Business to Business）経済は全くの別物であり，わけて考える必要があるとする点である（p. 4）。特に B2C 経済は「まだプラス圏内を安定的に推移している」（p. 4）。また，2015年3月の全国人民代表大会で2015年の経済成長率を7%に引き下げるような構造改革を発表をしたことを「新常態（ニューノーマル。持続可能な発展を可能とさせる政策）」として，経済政策の中心テーマであるとしている（p. 10）。

第1章は，中国经济と社会の今後について予測をする。その中で，中国政府が主張する新常態（「高度成長から中程度成長への転換」，「従来式の投資依存経済成長方式からの転換」，「質や効率

\* 研究領域：中国法。法律諮詢師（中国政府認定法律コンサルタント，初の外国人合格）

重視の経済成長への転換」など)への移行の成功には説得力があると述べる(p. 43)。また、社会改革については、実効性の高いプランの改革が発表されているとしつつも(p. 58)、一帯一路政策と自由貿易試験区については現段階では評価しきれないと述べている(pp. 66~70)。そして、中国経済にはまだ潜在的に成長の余地があるが(p. 50)、社会改革が伴わなければ近未来の中国ビジネスはやや悲観的にならざるをえないとの予測をする(pp. 72~74)。

第2章は、中国の経済発展の歴史と主要な経済政策を説明している。そして、新常态はある程度将来予測や、理解のし易さから日本企業にとってはメリットがあると述べる(pp. 127~128)。そして、中国の国情に立脚したビジネスモデルへ転換するためには、活力型産業(そのときのニーズに合わせた非連続かつ非系統的な産業)の囲い込みを行うことが重要と述べる(p. 134)。

第3章は、中国の産業に関する技術について説明している。その中では、中国の技術力は「意外と日本より進んでいる」と感じるものがある一方で(p. 146)、あえて先端技術を使わないで価格を下げた商品を売ることで市場が拡大することがあるとも述べる(p. 156, p. 159)。

第4章は、中国の消費市場の動向について説明している。ここでは「反汚職取締」、「贅沢禁止令」などにより贅沢品販売が急速に減速しているものの、大衆消費が著しく伸びていると述べている(pp. 194~195)。そのため、中国の大衆消費が世界経済に影響を与える存在になると考えられるとしている(p. 197)。また、「日本=高品質」というブランドは失われてきており、今後は「丁寧」なサービスの提供が重要であると指摘する(p. 230)。

第5章は、これまでの内容を総括し日本企業がこれからの中国でどのように事業を行えばいいかを考察している。ここで重要なのは、地方経済が底上げされると、中国の沿岸部以外の内陸部も顧客になる可能性があるとの指摘である(p. 251)。そして、中国ビジネスにおけるリスクの回避のためには、「いかにリスクの察知能力を高めるか」がポイントであると述べる(pp. 272~273)。それと同時に中国の現場と日本本社との認識ギャップも問題となるとも指摘し(p. 273)、在中国日本企業の意思決定などの現地化が日本企業に突き付けられた課題であると述べて本書を締めくくっている(pp. 284~286)。

本書は、様々な統計資料を用い、中道的な中国経済の分析を試みようという姿勢がみえる。特に、新常态へと変わる中国に対し、日本企業の対中ビジネス戦略も過去に捉われることなくゼロベースで再点検すべきとする主張は(p. 30)は、中国で活動している(しようとしている)日本企業に対し大きな啓示となるだろう。

しかし、残念ながら本書をもってしても、日本企業の姿勢は変わらないとも思われる。本書も「中国の現場と日本本社との認識ギャップ」という表現で指摘している通り、中国の現場では問題とその解決方法が分かっている、日本の本社が「そんなはずはない。日本通りの方法で解決しろ」と中国での問題解決方法に理解を示さないことが多々ある。これを「前門の虎、後門の狼」という表現で(p. 273)、日本本社の中国認識も変わらなければならないとする点は評者も大きく共感する。

ところで、残念ながら本書にも疑義がある。以下評者なりの指摘をする。中国経済には、「党の手」と「政府の手」があり、市場操作があるとするが(p. 7)、中国で党と政府には不可分な部分がある(曾・小口, 2002, pp. 22~27)。そのため、この2つをわけずに「党および政府の手」とい

う表現をする方が適切なのではないだろうか。また、「反腐敗キャンペーンとは社会主義と市場経済を両立させるための苦肉の、かつ、必要不可欠な策」としているが (p. 16), 市場経済制度が導入されていないにもかかわらず、社会主義国において腐敗はあってはならない行為とされている (北京政法學院刑法刑訴教研室編, 1956, p. 521)。さらに、「1982年に『計画生育』が国策として憲法に規定」されたとするが (p. 86), 1978年憲法改正時にすでに規定されている (第53条第3項)。また、本書はタイトルで「2020年の中国」を謳っているが、結局2020年の中国を具体的に予測はしていない。そのため、「中国の『新常态』がもたらす日本企業の変化と事業機会」といったタイトルの方が適切だったのではないだろうか。

しかし、これらの疑義は本書の価値を大きく損なうまでのものではない。中国でビジネスを行っている方、行おうとしている方の他、中国経済に興味のある方には是非一読してほしい書である。

## 参考文献

- 朝日新聞 (2016年1月8日記事) 「世界株安 負の連鎖」  
朝日新聞 (2016年1月21日記事) 「日本の対中投資 25 %」  
朝日新聞 (2016年3月5日夕刊記事) 「中国成長 『年 6.5 %以上』」  
曾憲義, 小口彦太編 (2002) 『中国の政治』 早稲田大学出版部  
北京政法學院刑法刑訴教研室編 (1956) 「第二屆全國檢察工作會議決議要點」 『中華人民共和國刑法參考資料 (第一輯)』 北京政法學院, pp. 520~522 (初出は『人民日報』1954年5月21日記事)